

昭和大学学生の忌引きに関する申合せ

1. 学生が、葬儀、服喪、その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため、授業に出席できない、あるいは試験を受験できない場合は、届出により公欠扱いとする。
2. 忌引きとなる親族の範囲
 - (1) 配偶者
 - (2) 1 親等（父母、子）（配偶者の親族を含む。）
 - (3) 2 親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）
3. 忌引きとなる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

 - (1) 配偶者及び1 親等の場合は、連続5 日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - (2) 2 親等の場合は、連続3 日（休日を含む。）も範囲内の期間
4. 届出

忌引きの届け出は、葬儀等の行事を終えた後、速やかに「忌引き届」を、学生が所属する学部等の学務課（事務課）へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。
5. 授業の取り扱い

忌引きとして取り扱う授業に関しては、原則として補講は行わず、講義、演習、実習の未履修などの不測の事態が生じた場合には、教育委員長、学生部長、当該学部の学部長が合議し、対応策を講じる場合がある。
6. 試験の取り扱い

忌引きで試験を受験できない場合は、各学部・富士吉田教育部の履修要項に則り、追試験を行うものとする。

附 則

1. この申合せは、平成28 年10 月 1 日から施行する。
2. この申合せの改廃は、各学部・富士吉田教育部教育委員会の審議を経て、各教授総会の承認を要するものとする。